

# 課税方法の選択 提出チェックシート

上場株式等の譲渡所得等や配当等の課税方法の選択を行う際の市民税・県民税の申告時のチェックシートを作成しましたので、申告時の参考にお使いください。

## 【市民税・県民税申告について】

- 課税方法の選択をする所得は源泉あり特定口座の上場株式等の譲渡所得等、または上場株式等の配当等ですか。
- 申告書裏面の上場株式等の配当等及び譲渡所得等の申告・課税方法の選択にチェックし、総合課税・分離課税・申告不要制度のいずれかに○をしましたか。
- 申告書に、課税方法を選択した後の申告内容を記入しましたか。
- 分離課税で申告する株式等の譲渡所得や配当等がある場合、付表1を記入しましたか。
- 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合、付表2を記入しましたか。

## 【提出書類の確認】

- ①市民税・県民税申告書（分離課税、繰越損失がある場合は付表1，2）
- ②所得税の確定申告書（控）
- ③所得の内訳書（控）
- ④特定口座年間取引報告書、配当金計算書等（写）
- ⑤株式等に係る譲渡所得等の計算明細書（控）
- ⑥特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書（控）
- ⑦確定申告書（付表）（控）上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用
- ⑧マイナンバーカード又は通知カード・本人確認書類
- ⑨印鑑（認印）

※ ②～⑦については提出義務はございませんが、課税方法の選択について確認するために提出をお願いしているものです。また、申告の内容に不明な点がある場合は、後日連絡させていただく可能性があります。

## 【課税方法の選択を行ったことで変更が生じる可能性のある箇所】

- 医療費控除
- 扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除
- 寡婦控除・ひとり親控除
- 勤労学生控除
- 本年分で差し引く繰越損失額（確定申告1表の金額）
- 外国税額控除
- 扶養者（配偶者）の申告内容
- 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の金額